	₩	整	理	番	号	事務	所 区	管	理	番	号	申告区分
	処理 事項					1 1	\mathcal{A}				1 1	
	法	人:	番号	1.7								
法人名	事		業		令	和		年		月		日から
	年		度	£	令	和		年	$ \begin{bmatrix} 1 \end{bmatrix} $	月		日まで

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1.基準法人所得割額の計算

		打	商		要				所得割の課税標準 (100) 基準法人所得割額
法一第号	所	得	金	額	総		額	1	兆 十億 百万 千 円
七に十掲	年40	0万	円 以	人下	0)	金	額	2	1000 兆 十億 百万 千 0円 00
二げ条る	年 4 0	0万円	を超えな	F 8 0 0 7	万円以	下の会	金額	3	000
の事二業	年80	0万	円を	超え	る	金	額	4	000
第の			計(2)+(3)+(4	1)			5	0 0 0
項得 第割	軽 減	税	下 適	用法	人。	つ 金	額	6	000

2.基準法人収入割額の計算

		摘		要				収入割の課税標準	税 率 $\left(\frac{100}{100}\right)$	基準法人収入割額
法の二事 第二号業 七第にの	収	入	金	額	総	額	7	兆 十億 百万 千	Ħ	
十一掲収 二項げ入 条第る割	収		入	金		額	8	0.0	0	兆 十億 百万 千 円
法の三事 第二号業 七第にの	収	入	金	額	総	額	9			
十一掲収 二項げ入 条第る割	収		入	金		額	10	0.0	0	兆 十億 百万 千 円
法の四事 第二号業 七第にの	収	入	金	額	総	額	11)			
七十二項が に関び 十二項第る	収		入	金		額	12	0.0	0	兆 十億 百万 千 円

第6号様式別表14記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において、超過税率、ハートフル税制又は成長産業特別集積税制を適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
3「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄 の額をそれぞれ記載します。	
4「税率」の各欄	法人事業税の <u>標準税率</u> を記載します。	

	₩	整	理	番	号	事務所	所 区	管	理	番	号	申告区分
	処理 事項					1 1		1 1	1.1	1 1	1 1	
	法	人	番号	1.7					L			
法人名	事		業		令	和		年		月	ŀ	日から
	年		度	£	令	桕	_	年	$\prod_{i=1}^{n}$	月		日まで

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1.基準法人所得割額の計算

		打	商		要				所得割の課税標準 (100) 基準法人所得割額
法一第号	所	得	金	額	総		額	1	兆 十億 百万 千 円
七に十掲	年40	0万	円 以	人下	0)	金	額	2	1000 兆 十億 百万 千 0円 00
二げ条る	年 4 0	0万円	を超えな	F 8 0 0 7	万円以	下の会	金額	3	000
の事二業	年80	0万	円を	超え	る	金	額	4	000
第の			計(2)+(3)+(4	1)			5	0 0 0
項得 第割	軽 減	税	下 適	用法	人。	つ 金	額	6	000

2.基準法人収入割額の計算

		摘		要				収入割の課税	票準	税 率 $\left(\frac{100}{100}\right)$	基準法人収入割額
法の二事 第二号業 七第にの	収	入	金	額	総	額	7	兆 十億 百万 =	円		
十一掲収 二項げ入 条第る割	収		入	金		額	8		0 0 0		兆 十億 百万 千 円 0 0
法の三事 第二号業 七第にの	収	入	金	額	総	額	9				
十一掲収 二項げ入 条第る割	収		入	金		額	10		0 0 0		兆 十億 百万 千 円 0 0
法の四事 第二号業 七第にの	収	入	金	額	総	額	11)				
十一項 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	収		入	金		額	12		0 0 0		兆 十億 百万 千 円

第6号様式別表14記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において、超過税率、ハートフル税制又は成長産業特別集積税制を適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
3「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄 の額をそれぞれ記載します。	
4「税率」の各欄	法人事業税の <u>標準税率</u> を記載します。	